

イトウを守り、森林をつくる

上川南部森林管理署
森 陽介

1. 課題を取り上げた背景

落合・奥落合国有林の特徴は、「空知川水系の最上流域に位置する重要な水源林」であるとともに「希少野生生物の生息域」であります。落合国有林9,368ha、奥落合国有林14,663haの約7割が水源かん養タイプでもあることから、水源涵養機能の維持増進のための森林整備が求められるとともに、希少野生生物の保護・生息環境の保全が必要であり、両者とも達成できる施策を検討していく必要があります。

落合・奥落合国有林には希少野生生物のイトウが生息していますが、平成15年に局通達「イトウ棲息河川上流部における森林施業等の留意事項について（以下、局イトウ保護通達）」の発出以降、イトウの生息域で伐採を伴う事業を実施した例がないと聞いているとともに、南富良野町では「イトウ保護管理条例」や「イトウを守る森林整備プラン」を策定するなど、積極的なイトウの保護管理を進めています。

このため、南富良野町（イトウの専門家大光明宏武氏）と連携を深めて、具体的な伐採を伴う事業実施を進めており、その実行及び考察結果について報告します。

2. 取組みの経過

南富良野町はイトウの“保護”と財産価値を認めた上での“管理”を目的として、平成21年4月に「南富良野町イトウ保護管理条例」を施行しました。

さらに、南富良野町は「南富良野町森林・林業マスタープラン（以下、MP）」を平成24年3月に策定しましたが、その策定委員会の委員として当森林管理署からも参加しています。MPの中の7つのプランの内の一つが「イトウを守る森林整備プラン」であり、策定委員会の中で議論を重ねたものです。

そのような経過の中、平成24年6月にMP策定に参加していた南富良野町のイトウの専門家を講師として招き、当森林管理署で勉強会を開催しました。また、東京大学北海道演習林主催の富良野地区合同ワークショップでもイトウに関わる講演等があり、当森林管理署職員も参加しました。

さらに、イトウ生息域での事業予定地があることから、当森林管理署から事業実施案を示し、イトウの専門家と意見交換を行いました。意見交換の際には、事業実施のイメージがしやすいように現地案内をし、現地実態を踏まえた上で、再度の意見交換を行いました。

3. 実行結果

当森林管理署にイトウの専門家を招き、イトウの基本的な生態等から地域個体群の特徴等、さらには森林管理・施業面での留意事項も教わることができ、イトウ保護施策についてその内容や意義などを深く認識できる良い機会となりました。

イトウ生息域にある事業予定地において、イトウの専門家と意見交換してきましたが、実際の現地を案内することにより、下層植生などの現地実態から新たなご意見等をいただきました。

今回の取組みにより、「イトウを守る森林整備プラン」や「局イトウ保護通達」に規定された内容に加えて、積雪期の事業実行や搬出を伴わない伐り捨て間伐への一部変更などを盛り込む発想にもつながりました。

また、他の事業予定地についても意見交換を行い、その際には、新設林道作設時の沢またぎの排水管等の構造物などについてご意見をいただきました。

4. 考 察

専門家との意見交換を通して、「国有林の事業について大きな不安はない。」と感じていただくとともに、「事業の都度、声をかけて欲しい。」との要望がありました。

今後の事業の進め方は、今回の取組み過程のように事業予定地の現地案内も含めて、意見交換の実施が不可欠であると考えています。今回は事業を実行するにあたり、イトウへの悪影響が出ないことだけについて考えましたが、今後はイトウの専門家とも連携して、イトウの生息環境の保全のための森林整備（河畔林のあり方の検討など）についても考えていきたいと思っています。

さらに、今回のイトウだけではなく、他の希少野生生物についても、専門家と意見交換していくことは不可欠であり、ご意見を伺い、必要な森林整備を進め、森林の多面的機能の発揮に努めていくことが重要だと考えています。

また、勉強会・意見交換等を通じて、希少野生生物の専門家から得た知識を基に、林業の専門家が新たなアイデアなどを発案できる可能性を感じました。発案の都度、更なる意見交換・実証は必要ではありますが、勉強会・意見交換等は我々のアイデアに繋がる重要な機会でもあると考えます。